

競争参加者の資格に関する公示

旧労災リハビリテーション愛知作業所構内整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定JVとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年5月11日

独立行政法人労働者健康安全機構

契約担当役 理事 永江 京二

1 工事概要

- (1) 工事名 旧労災リハビリテーション愛知作業所構内整備工事
- (2) 工事場所 愛知県瀬戸市上之山町二丁目181番、182-1番、183番、184-1番、他
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる工事を行うものである。

1) 既存施設の解体等及び撤去に係る工事

ア) 建物

- | | |
|--------------|---|
| (1) 本館 | 取りこわし一式
鉄筋コンクリート造 地上2階建て
建築面積 2,788 m ² 延べ面積 3,833 m ² |
| (2) 訓練棟 | 取りこわし一式
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上1階建て
建築面積 766 m ² 延べ面積 766 m ² |
| (3) 自動車車庫(1) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 46 m ² 延べ面積 46 m ² |
| (4) 自動車車庫(2) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 140 m ² 延べ面積 140 m ² |
| (5) 自動車車庫(3) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 156 m ² 延べ面積 156 m ² |
| (6) 自動車車庫(4) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 150 m ² 延べ面積 150 m ² |
| (7) 自動車車庫(5) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 91 m ² 延べ面積 91 m ² |

(8) プロパン庫 (1)	取りこわし一式 補強コンクリートブロック造 地上1階建て 建築面積 6 m ² 延べ面積 6 m ²
(9) プロパン庫 (2)	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上1階建て 建築面積 2 m ² 延べ面積 2 m ²
(10) ポンプ小屋 (1)	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上1階建て 建築面積 12 m ² 延べ面積 12 m ²
(11) ポンプ小屋 (2)	取りこわし一式 補強コンクリートブロック造 地上1階建て 建築面積 7 m ² 延べ面積 7 m ²
(12) 職員宿舎A棟	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上3階建て 建築面積 110 m ² 延べ面積 291 m ²
(13) 職員宿舎B棟	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 建築面積 116 m ² 延べ面積 320 m ²
イ) 既存工作物	取りこわし一式 擁壁、消火水槽、門扉、囲障、土留め、標識、銘板 各種設備及び基礎・架台 他
ウ) 既存外構	取りこわし一式 アスファルト舗装、コンクリート土間、砂利敷き ガードレール、手摺、階段、街渠、縁石、屋外排水 設備
エ) 既存樹木	撤去 (伐採、伐根) 一式 建物周囲及び造成法面の既存樹木
オ) 既存設備	取りこわし一式 電気設備、機械設備等
2) 解体後更地化する工事	
ア) 造成	造成一式 法面成形・素掘り側溝 (ソイルセメント) ・沈砂池 新設、一土砂流出防止柵・法面種子吹付 新設
イ) 整地	構内整地一式 整地面積 27,017 m ²

- (4) 工期 契約締結の翌日から令和5年6月30日まで
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成16年4月1日達第37号 令和4年3月31日達第5号改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者の配置をすること。

2 申請の時期

令和4年5月11日（水）から令和4年5月25日（水）までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。））。

3 申請の方法

- (1) 競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法
当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和4年5月11日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。
提出場所は、〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟2階 独立行政法人労働者健康安全機構 経理部契約課契約班 電話 044-431-8634
 - ① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（4(1) から4(5) の条件を満たすものに限る。）の写し。
 - ② 4(6)から4(8)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
 - ③ 全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和3・4年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 特定JVとしての資格及びその審査

- (1) 特定JVの構成は、次の(2)から(11)の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。
- (2) 全ての構成員について、厚生労働省から令和3・4年度有資格者名簿[建設工事]のうち東海・北陸地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者については、手続き開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和3・4年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること((2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること。)

① 特定JVの代表者又は単体有資格業者の場合 1,050点

② 特定JVの代表者以外の構成員の場合 1,050点

(4) 全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。なお「同種工事」とは、下記(ア)又は(イ)の要件を満たす工事をいう。建物用途は、問わない。

(ア) A～Cのすべてを満たす建築物の取りこわし工事を含む建築一式工事

A. 規模：一棟の延べ面積が3,000m²以上。

B. 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

C. 内容：建築物全て(地中の基礎を含む)の取りこわし

(イ) A～Cのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事

A. 規模：一棟の建築物で、延べ面積が、3,000m²以上

B. 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

C. 内容：建築一式(躯体、内装、外装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(7) 全ての構成員について、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建築工事業の営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(8) 各構成員は、建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(9) 出資比率要件

特定JVのすべての構成員は、出資比率20%以上であるものとする。

(10) 特定JVの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であつて、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(11) 特定JVの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11

月 1 日付け建設省計振発第 69 号) の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて (回答)」 (昭和 53 年 11 月 1 日付け建設省茨計振第 771 号) の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書 (甲)」によるものとする。

5 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定 J V の取扱い 4(2) の認定 (4(2) の再認定を含む。以下同じ。) を受けていない者を構成員に含む特定 J V も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、特定 J V としての資格が認定されるためには、4(2) の認定を受けていない構成員が 4(2) の認定を受けることが必要である。(当該工事に係る開札の時までに特定 J V としての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、4(2) の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに 4(2) の認定又は 4(2) の一般競争参加資格がないとの認定 (4(2) の独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。) を受けていないときは、特定 J V としての資格がないと認定する。)

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

特定 J V としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 特定 J V の名称は、「旧労災リハビリテーション愛知作業所構内整備工事〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告 (建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。